

岡山県農業近代化資金利子補給金交付要綱

農 林 部 長 通 知
制 定 昭和 41 年 12 月 15 日付け農経第 1762 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け組 第 54 号

(趣 旨)

第 1 条 知事は、農業経営の近代化を促進するため、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金及び知事が特に必要と認めて指定した資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付けた法第 2 条第 2 項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）、岡山県農業近代化資金制度運営要綱（昭和 50 年 8 月 20 日付け農経第 559 号 農林部長通知。以下「運営要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(利子補給対象となる資金の種類及び利子補給率)

第 2 条 利子補給の対象となる資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（4 に掲げるものを除く。）	年 1. 2 5 %	年 1. 2 5 %	年 0. 4 0 %
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年 1. 2 5 %	年 1. 2 5 %	年 0. 4 0 %
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年 1. 2 5 %	年 1. 2 5 %	年 0. 4 0 %
4 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年 1. 2 5 %	年 1. 2 5 %	年 0. 4 0 %

5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年 1. 2 5 %	—	—
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金	—	年 1. 2 5 %	年 0. 4 0 %
7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年 1. 2 5 %	年 1. 2 5 %	年 0. 4 0 %
8 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金	年 1. 2 5 %	—	—

(利子補給契約)

第 3 条 第 1 条の利子補給は知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約に基づいて行うものとする。

(利子補給承認申請等)

第 4 条 前条の規定により利子補給契約を締結した融資機関が第 1 条の利子補給を受けようとするときは、利子補給承認申請書（別記様式第 1 号）を作成し、運営要綱第 2 の 11 の (1) のアの (イ) 及びイの (イ) に規定する書類を添えて、次のとおり提出しなければならない。

- (1) 融資機関が農業協同組合、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び運営要綱第 2 の 3 の (6) に掲げる協同組合連合会（以下「農協等融資機関」という。）の場合にあつては、別に定める日までに県民局長（運営要綱第 2 の 4 の (1) のイに掲げる場合にあつては、県民局を經由して知事）に提出しなければならない。
- (2) 融資機関が農林中央金庫の場合にあつては、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 2 知事又は、県民局長は、前項に利子補給承認申請書を受理した場合は、利子補給対象としての適否を審査決定し、当該融資機関に対して利子補給承認（不承認）書（別記様式第 2 号の 1、2）を交付するものとする。
- 3 融資機関は、前項の利子補給承認書の交付を受けた場合は、原則として、利子補給承認日から 3 箇月以内に貸し付けを実行しなければならない。

(利子補給変更承認申請書)

- 第5条** 融資機関は、利子補給承認の内容を変更しようとするとき、又は借入れ辞退があったときは、速やかに利子補給変更承認申請書（別記様式第3号）を作成し、当該融資機関が農協等融資機関の場合にあっては、県民局長（運営要綱第2の4の(1)のイに掲げる場合にあっては、県民局を経由して知事）に提出し、当該融資機関が農林中央金庫の場合にあっては、知事に提出しなければならない。
- 2 知事又は県民局長は、前項の利子補給変更承認申請書を受理した場合において、適正であると認めたときは、当該融資機関に対し利子補給変更承認書（別記様式第4号）を交付するものとする。
- 3 利子補給承認額を減額して実行する場合には、前2項は適用しない。

(利子補給金の額)

- 第6条** 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における第2条の資金の種類及び利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の平均残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数（365日）で除して得た額）に対して、それぞれの当該利子補給率の割合で計算した合計額とする。

(利子補給金の交付申請)

- 第7条** 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給金交付申請書（別記様式第5号）に利子補給金計算書（別記様式第6号）を添えて、翌年の1月末までに知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第8条** 融資機関は、次の各号の定めるところにより、事業の実施状況を知事又は県民局長に報告しなければならない。
- (1) 農業近代化資金貸付完了報告書（別記様式第7号）
貸付完了の属する月の20日まで
- (2) 農業近代化資金貸付条件等変更完了報告書（別記様式第8号）
変更完了の属する月の翌月の10日まで
- (3) 農業近代化資金特例移動報告書（別記様式第9号）
特例移動の属する月の翌月の7日まで

(報告の徴収等)

- 第9条** 融資機関は、知事又は県民局長が当該融資機関の行った第1条の利子補給に関し報告を求めた場合、又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(利子補給金に係る帳簿等の保存年限)

- 第10条** 融資機関は、利子補給金に係る帳簿及び証拠書類を当該利子補給事業完了

後 5 年間保存しなければならない。

融資機関は、利子補給金に係る帳簿及び証拠書類を備え、これを当該利子補給が完了し、又は打ち切られた年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（書類の経由）

第11条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄県民局長を経由しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 申請者は、第 4 条の規定による利子補給承認申請、第 5 条の規定による利子補給変更承認の申請、第 7 条の規定による交付申請及び第 8 条の規定による状況報告については、電子情報処理組織を使用する方法（岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年岡山県条例第 8 号）第 3 条第 1 項によるものをいう。）により行うことができる。

附 則（昭和４１年１２月１５日付け農経第１７６２号）

- １ この要綱は、昭和４１年度分の利子補給金から適用する。
- ２ 農業近代化資金助成法施行令（昭和３６年政令第３４６号）附則第７項に規定する資金についての第２条の規定の適用については、岡山県地域農業総合整備資金制度実施要綱（昭和６０年１１月７日付け農経第９８２号知事通達）第５の１及び岡山県地域農業総合整備資金（水田農業確立型）制度取扱要領（昭和６３年１０月１日付け農経第８０２号）第６の１により認定を受けた整備事業計画に基づく計画にあっては、同条別表の第１号から第４号まで及び第７号から第８号までの資金の項中「年１．６５％」とあるのは「年１．７％」と、「年０．５５％」とあるのは「年０．６％」と読み替えるものとする。
- ３ 農業近代化資金助成法施行令の一部を改正する政令（昭和６０年政令第１４４号）施行前の政令（以下「旧助成令」という。）附則第７項に規定する資金についての第２条の規定の適用については、「営農団地特別整備事業融資措置要綱」（昭和４４年６月１２日付け４４農政第２６０３号）に規定する営農団地特別整備事業にあっては同条別表の第１から第４号まで及び第８号「花き・花木の植栽、育成に必要な資金」の項、「農業団地育成対策特別融資措置要領」（昭和４７年７月４日付け４７農政第３２２６号）に規定する農業団地育成対策事業にあっては、同条別表の第１号から第４号まで及び第７号の資金の項中「年３．０％」とあるのは「年４．０％」と「年２．０％」とあるのは「年３．０％」と「年１．０％」とあるのは「年２．０％」と読み替えるものとする。
- ４ 旧助成令附則第８項に規定する資金についての第２条の規定の適用については、「農業倉庫集約整備事業特別融資措置要綱」（昭和５４年４月６日付け５４農経Ａ第３５３号）に規定する農業倉庫集約整備事業にあっては、同条別表の第１号の資金の項中「年２．０％」とあるのは「年３．０％」と「年１．０％」とあるのは「年２．０％」と読み替えるものとする。
- ５ 旧助成令附則第９項に規定する資金についての第２条の規定の適用については、「地域農業再編整備資金制度実施要綱」（昭和５６年６月２６日付け５６農経Ａ第８５６号）第４の１により認定を受けた整備事業計画に基づく事業にあっては、同条別表の第１号から第４号及び第８号の資金の項中「年３．０％」とあるのは「年４．０％」と「年２．０％」とあるのは「年３．０％」と「年１．０％」とあるのは「年２．０％」と読み替え、第７号の資金の項中「年２．０％」とあるのは「年３．０％」と「年１．０％」とあるのは「年２．０％」と読み替えるものとする。
- ６ この要綱の適用前に利子補給承認のあった改正前の第２条別表の第６号に掲げる資金及び附則第２項に規定する資金についての利子補給率は、なお、従前の令による。

附 則（昭和５０年１０月 ４日付け農経第 ７８４号）

この要綱は、昭和５０年度から適用する。

附 則（昭和５２年 ６月１６日付け農経第 ３１１号）

- １ この要綱は、昭和５２年６月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５２年１０月３１日付け農経第 ８５４号）

- １ この要綱は、昭和５２年１０月３日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５３年 ５月３１日付け農経第 ２６２号）

- １ この要綱は、昭和５３年５月８日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５３年 ９月１８日付け農経第 ６８４号）

この要綱は、昭和５３年１０月１日から適用する。

附 則（昭和５４年 ５月２８日付け農経第 ２５５号）

- １ この要綱は、昭和５４年５月２８日から施行する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５４年 ７月１２日付け農経第 ４７６号）

- １ この要綱は、昭和５４年６月１２日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５４年１０月 ８日付け農経第 ８７１号）

- １ この要綱は、昭和５４年９月１１日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５５年 ５月１５日付け農経第 １７９号）

- １ この要綱は、昭和５５年４月１４日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５６年 ４月 １日付け農経第 １０号）

この要綱は、昭和５６年４月１日から適用する。

附 則（昭和５６年 ５月２８日付け農経第 ２６４号）

- １ この要綱は、昭和５６年５月７日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５６年 ９月２５日付け農経第 ８９５号）

- １ この要綱は、昭和５６年６月２６日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５８年 ５月２５日付け農経第 ２１９号）

この要綱は、昭和５８年４月８日から適用する。

附 則（昭和５９年 ２月２８日付け農経第１４３６号）

- １ この要綱は、昭和５９年２月３日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和５９年 ６月２６日付け農経第 ４６５号）

- １ この要綱は、昭和５９年５月１８日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和６０年 ７月２０日付け農経第 ４９１号）

この要綱は、昭和６０年７月１日から適用する。

附 則（昭和６１年 ３月１４日付け農経第１５７１号）

- １ この要綱は、昭和６１年３月１４日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和６１年 ５月 １日付け農経第 ２５１号）

- １ この要綱は、昭和６１年５月１日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和６２年 ２月２０日付け農経第１６６２号）

- １ この要綱は、昭和６２年２月２０日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和６２年 ４月１５日付け農経第 １３９号）

- １ この要綱は、昭和６２年４月１５日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和６２年 ７月 １日付け農経第 ５０５号）

- １ この要綱は、昭和６２年７月１日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（昭和６３年１０月２２日付け農経第 ９６０号）

- １ この要綱は、昭和６３年１０月２８日から施行する。
- ２ この要綱の施行前に利子補給承認された第２条別表及び附則第２項で定める利子補給利率については、なお従前の例による。

改 正（平成 元年１０月 ４日付け農経第 ８１７号）

別記４

岡山県農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和４１年１２月１５日付け農経第１７６２号農林部長通達）の一部改正を次のように改正し、平成元年１０月４日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

次のよう略

改 正（平成 ２年 ４月２７日付け農経第 ２０８号）

別記４

岡山県農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和４１年１２月１５日付け農経第１７６２号農林部長通達）の一部改正を次のように改正し、平成２年４月２７日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

次のよう略

附 則（平成 ２年 ６月２０日付け農経第 ３８１号）

- １ この要綱は、平成２年６月２０日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による

附 則（平成 ２年１０月 ２日付け農経第 ８３７号）

- １ この要綱は、平成２年１０月２日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による

附 則（平成 ２年１２月１９日付け農経第１１３９号）

- １ この要綱は、平成２年１２月１９日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による

附 則（平成 ３年 ６月 ４日付け農経第 ７８１号）

- １ この要綱は、平成３年６月４日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による

附 則（平成 ３年１１月１９日付け農経第１１２９号）

- １ この要綱は、平成３年１１月１９日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 ３年１２月２０日付け農経第１２５８号）

- １ この要綱は、平成３年１２月２０日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 ４年 ３月１３日付け農経第１６１３号）

- １ この要綱は、平成４年３月１３日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 ４年１２月 ２日付け農経第１１８５号）

- １ この要綱は、平成４年１２月２日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 ５年 ４月３０日付け農経第 １８２号）

- １ この要綱は、平成５年４月３０日から適用する。
- ２ この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 6 月 4 日付け農経第 208 号）

- 1 この要綱は、平成5年6月4日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 12 月 27 日付け農経第 1402 号）

- 1 この要綱は、平成5年12月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 8 月 9 日付け農経第 580 号）

- 1 この要綱は、平成7年8月9日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 11 月 10 日付け農経第 906 号）

- 1 この要綱は、平成7年11月10日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 12 月 8 日付け農経第 1040 号）

- 1 この要綱は、平成7年12月8日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 4 月 15 日付け農経第 64 号）

- 1 この要綱は、平成8年4月15日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 5 月 10 日付け農経第 416 号）

この要綱は、平成8年5月10日から適用する。

附 則（平成 8 年 9 月 20 日付け農経第 723 号）

- 1 この要綱は、平成8年9月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 2 月 7 日付け農経第 1218 号）

- 1 この要綱は、平成9年2月7日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日付け農経第 1416 号）

- 1 この要綱は、平成9年3月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 4 月 23 日付け農経第 176 号）

- 1 この要綱は、平成9年4月23日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 5 月 23 日付け農経第 230 号）

- 1 この要綱は、平成9年5月23日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 7 月 1 日付け農経第 378 号）

- 1 この要綱は、平成9年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 7 月 25 日付け農経第 440 号）

この要綱は、平成9年7月25日から適用する。

附 則（平成 9 年 7 月 25 日付け農経第 481 号）

- 1 この要綱は、平成9年7月25日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 8 月 22 日付け農経第 587 号）

- 1 この要綱は、平成9年8月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 9 月 24 日付け農経第 711 号）

- 1 この要綱は、平成9年9月24日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 10 月 27 日付け農経第 836 号）

- 1 この要綱は、平成9年10月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 11 月 20 日付け農経第 904 号）

- 1 この要綱は、平成9年11月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成10年 2 月 6 日付け農経第 1196 号）

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成10年 3 月 9 日付け農経第 1265 号）

- 1 この要綱は、平成10年3月9日から適用する。

- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 3月17日付け農経第1330号）
- 1 この要綱は、平成10年3月17日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 4月14日付け農経第 117号）
- 1 この要綱は、平成10年4月14日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 6月16日付け農経第 341号）
- 1 この要綱は、平成10年6月16日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 8月31日付け農経第 573号）
- 1 この要綱は、平成10年8月31日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年 9月18日付け農経第 594号）
- 1 この要綱は、平成10年9月18日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成10年10月22日付け農経第 712号）
- 1 この要綱は、平成10年10月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 1月 6日付け農経第 938号）
- 1 この要綱は、平成11年1月6日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 2月12日付け農経第1060号）
- 1 この要綱は、平成11年2月12日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 2月22日付け農経第1090号）
- 1 この要綱は、平成11年2月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 4月27日付け組 第 99号）
- 1 この要綱は、平成11年4月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 5月25日付け組 第 135号）
- 1 この要綱は、平成11年5月25日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 6月16日付け組 第 191号）
- 1 この要綱は、平成11年6月16日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 8月 3日付け組 第 303号）
- 1 この要綱は、平成11年8月3日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年 9月28日付け組 第 412号）
- 1 この要綱は、平成11年9月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年10月20日付け組 第 480号）
- 1 この要綱は、平成11年10月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成11年11月29日付け組 第 550号）
- 1 この要綱は、平成11年11月29日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成12年 9月13日付け組 第 369号）
- 1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成13年 4月 2日付け組 第 67号）
- 1 この要綱は、平成13年4月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成14年 8月 1日付け組 第 237号）
- 1 この要綱は、平成14年8月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
附 則（平成14年10月 1日付け組 第 310号）
- 1 この要綱は、平成14年10月1日から適用する。

- 2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 3月28日付け組 第 637号）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成16年 9月24日付け組 第 248号）

- 1 この要綱は、平成16年9月1日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成17年 3月25日付け組 第 525号）

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年 5月27日付け組 第 88号）

この要綱は、平成17年5月27日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成22年 3月31日付け組 第 416号）

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年 3月15日付け組 第 433号）

- 1 この要綱は、平成24年3月15日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成24年10月 4日付け組 第 239号）

この要綱は、平成25年 1月 1日から適用する。

附 則（平成25年 3月19日付け組 第 425号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 4月12日付け組 第 29号）

この要綱は、平成25年4月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月 7日付け組 第 321号）

- 1 この要綱は、平成28年3月7日から施行し、平成28年2月19日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成28年11月24日付け組 第 243号）

- 1 この要綱は、平成28年11月24日から施行し、平成28年11月24日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成28年12月27日付け組 第 254号）

- 1 この要綱は、平成28年12月19日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和 元年 7月19日付け組 第 110号）

- 1 この要綱は、令和元年7月19日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和 元年 8月20日付け組 第 187号）

- 1 この要綱は、令和元年8月20日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和 元年10月21日付け組 第 237号）

- 1 この要綱は、令和元年10月21日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和 元年11月18日付け組 第 241号）

- 1 この要綱は、令和元年11月18日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和 元年12月18日付け組 第 245号）

- 1 この要綱は、令和元年12月18日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和 3年 4月 1日付け組 第 69号）

- 1 この要綱は、令和3年 4月 1日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和 4年 4月 1日付け組 第 57号）

- 1 この要綱は、令和4年 4月 1日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和 7年 3月19日付け組 第 247号）

- 1 この要綱は、令和7年 3月19日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。

附 則（令和 7年 4月 1日付け組 第 54号）

- 1 この要綱は、令和7年 4月 1日から適用する。

- 2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のとおりとする。